

## カット手法を分析する方法事件

審決取消請求事件

令和3年12月20日判決（知財高裁） 令和3年（行ケ）第10052号

キーワード：発明該当性／自然法則の利用

担当 弁理士 出口隆弘

### 1. 事案の概要

原告は、名称を「カット手法を分析する方法」とする発明につき特許出願を行ったが拒絶査定となった。原告は、当該特許出願につき拒絶査定不服審判を請求したが「請求は成り立たない」との審決を受けた。これに対して原告は、審決取消訴訟を行った。

### 2. 結論

請求棄却

### 3. 本件特許

発明の名称：カット手法を分析する方法

出願番号：特願2019-160189号

### 4. 本件発明

#### 【請求項1】

分析対象者の写真、画像、イラストまたはデッサンから、正面、側面および背面から観た自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルを推定する第1のステップ、次いで、分析対象セクションを複数のセクションの中から選択する第2のステップ、次いで、第2のステップで選択したセクションに対して、第1のステップで推定した自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルに基づき

- A アウトラインの形成または表情分析
- B カットライン分析
- C ボリューム位置またはボリュームライン分析
- D シルエット形状または表情分析
- E パート（分け目）の位置または有無分析
- F セクションの幅または形状分析

G フェイスラインとセクション間の継がり方またはセクション間の継がり方分析の中から、前記選択されたセクションに適した少なくとも1つの分析項目の分析を行い、分析結果を得る第3のステップ、

次いで、前記分析結果から、前記カット手法に関する情報を導出する第4のステップによる、

前記選択されたセクションに対して採用されているカット手法分析方法。

## 5. 争点

本件特許発明の発明該当性の誤りの有無。

## 6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

### （1）特許法第2条1項の「発明」の意義

「発明」が「自然法則を利用した技術的思想の創作」であることからすれば、単なる人の精神活動、意思決定、抽象的な概念や人為的な取り決めは自然法則とはいえず、また、自然法則を利用するものでもないから、直ちには「自然法則を利用した」とものとはいうことはできない。したがって、請求項に記載された特許を受けようとする発明に何らかの技術的手段が提示されているとしても、その技術的意義に照らして全体として考察した結果、その課題解決に当たって、専ら人の精神活動意思決定、抽象的な概念や人為的な取り決めそれ自体に向けられ、「自然法則を利用した」ものといえない場合には、同法2条1項の「発明」に該当するとはいえない。

### （2）本願発明の「発明該当性」

本願発明は、写真から自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルを推定し当該ヘアスタイルを実現するカット手法を分析することを課題としている。

しかし、本願発明（第1のステップないし第4のステップ）の第1のステップには、推定の主体が特定されておらず、第2ないし第4のステップには分析の主体が特定されていないことから、人が上記推定及び分析を行うことが排除されておらず、明細書の記載からも、人が上記推定及び分析を行うことが想定されているといえる。

第1のステップは、具体的な技術的手段を用いて「推定する」ことを特定しておらず、人である分析者が、分析対象者の正面、側面及び背面の写真を見て、分析者の毛髪の知識や経験を踏まえて、自然乾燥ヘアスタイルを分析者の頭の中で推定することを発明特定事項に含むものあり、こうした推定を含む第1のステップは、仮に、分析者の頭の中で行う分析の過程で利用する毛髪の知識や経験に自然法則が含まれているとしても、分析者の頭の中で完結するステップである以上、分析者の精神的活動そのものであって、自然法則を利用したものであるとはいえない。

第2のステップは、分析者である人の頭の中で、分析する頭部の領域を選択することを含むものであり、第3のステップは、人である分析者が、頭の中で、毛髪の知識や経験を踏まえて、第2のステップで選択したセクションに適した分析項目の中から分析者が推定した分析対象者の自然乾燥ヘアスタイルを分類することを含むものであり、第4のステップは、人である分析者が、その推定した自然乾燥ヘアスタイルの分析項目による分類に対応するカット手法に関する知識を利用してカット手法の分析を行うことを含むものであり、いずれも分析者である人の精神活動そのものであって、自然法則を利用したものとはいえない。

第1のステップないし第4のステップは、全体として考察すると、分析者が、頭髪の

知識等を利用して自然乾燥ヘアスタイルを推定し（第1のステップ）、分析の対象となる頭部の領域を選択し（第2のステップ）、セクションに適した分類項目の中から分析者が推定した分析対象者のヘアスタイルを分類し（第3のステップ）、この分類に対応するカット手法の分析を導出する（第4のステップ）ことを、頭の中ですべて行うことが含まれるものである以上、仮に、分析者が頭の中で行う分析の過程で利用する頭髪の知識や経験に自然法則が含まれているとしても、専ら人の精神的活動によって前記課題の解決することを発明特定事項に含むものであって、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であるとはいえないから、特許法2条1項に規定する「発明」に該当するものとはいえない。

以上